

令和5年9月21日(木)~9月30日(土)

秋の全国交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

9月30日(土)は

【交通事故死ゼロを目指す日】です



～秋田の道路は 歩行者ファースト!～

横断歩道は**歩行者優先**です。

運転者は、**信号機のない横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で**一時停止**して道をゆずりましょう。

令和5年度交通安全作品コンクール「あきた弁川柳」最優秀作品

チャリを漕ぐ ひやみこがねで ヘルメット

(自転車に乗るなら 面倒くさがらないで ヘルメットを着けましょう)

(秋田市)鈴木 明夫 さん

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県

秋田県警察

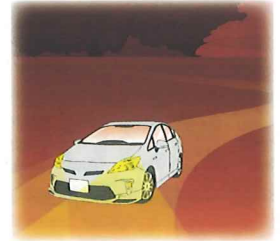
子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- 歩行者が道路を横断する時は、「**横断歩道を渡る**」、「**車の直前直後の横断をしない**」、「**信号機に従う**」など、交通ルールを守りましょう。また、運転者に横断する意思を伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けながら横断しましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

①夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時や夜間は**明るい色の服**や**反射材**を着用し、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- 自動車・自転車は**早めのライト点灯**を心がけましょう。
- 対向車や先行車がない場合は、**ハイビーム**を使用しましょう。



②運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 横断歩道付近に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等の保護を徹底しましょう。

③飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、**極めて悪質・重大な犯罪**です。
- 地域・家庭・職場で「飲酒運転を絶対しない、させない」環境をつくりましょう。

④妨害運転等の防止

- 不必要な急ブレーキや急加速、無理な進路変更等は絶対に止めましょう。

⑤高齢運転者の交通事故防止

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、無理のない運転をしましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。

⑥後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

～毎月15日は「**自転車利用マナーアップの日**」です～

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

- 定期的に点検・整備を行いましょう。

- 万が一の事故に備え、**自転車損害賠償責任保険等**に加入しましょう。

(秋田県では自転車条例が制定され、令和4年4月1日から加入が義務です。)

- 道路交通法の改正により、令和5年4月1日から**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務**となりました。あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

【特定小型原動機付自転車について】

道路交通法の改正により、令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されました。自転車と違い、車両への**ナンバープレートの取付**や**自転車損害賠償責任保険等への加入が義務**となっています。しっかりと交通ルールを確認し、交通違反にならないようにしましょう。